

## 宮崎県労連 ジェンダー平等宣言

宮崎県労働組合総連合が加盟している全国労働組合総連合は、行動綱領「希望に輝く未来のために」で「身分・人種・国籍などによるあらゆる差別の撤廃と、男女平等をはじめ、すべての人々の基本的人権の保障」を目標に定め、運動を進めてきました。

政府と財界は、「男性稼ぎ主モデル」の日本型雇用によって、男性に長時間労働を、女性には不安定雇用を押しつけてきました。雇用機会の均等や「女性活躍」を唱えつつ、女性差別を温存し、女性労働を「家計補助的」として低賃金を押しつけ、非正規雇用を拡大するなかで労働者全体に低賃金構造をつくりだしています。男女の賃金格差、雇用格差、ケア労働者の低賃金水準などその根底に個人の尊厳を奪うジェンダー差別が存在しています。女性をはじめ、子育て、介護などケアを担う世代の要求を反映した労働組合運動の在り方を示していくことは、全ての労働組合にとって喫緊の課題となっています。

個人の自立を支えるとともに、だれもが仕事と家族的責任の両立がはかられる賃金、労働法制、社会保障制度が求められています。そのために、すべての労働者にディーセント・ワークが保障されることが必要であり、ジェンダー平等の実現が不可欠です。

全国労働組合総連合は、2022年7月に行われた第31回定期大会で、「全労連 ジェンダー平等宣言」を採択しました。

宮崎県労働組合総連合は、これを全面的に支持し、ジェンダー平等が労働運動と社会のなかに根付き、だれもが差別や抑圧から解放されることを目指し、以下の目標を持って行動します。

1. 宮崎県労連の運動においてジェンダー平等を推進するため、加盟するすべての組織が学び、話し合い、行動します。
2. 男女の賃金格差の是正、均等待遇、労働時間の大幅短縮など、だれもが仕事と家族的責任の両立がはかられ、人間らしく生きる権利を保障する労働条件、職場環境、制度・政策の実現をめざします。
3. あらゆる意思決定の場で男女同数の参加をめざし、多様な要求をもとにした方針が決定される組織づくりをすすめます。
4. 非正規雇用で働く労働者、女性、青年の多様な要求を組織し、主体的に参加できる運動づくりをすすめます。
5. 労働組合運動を含め、あらゆる場でハラスメントなど人権侵害を許さず、個人が尊重される職場、社会をめざします。
6. 宮崎県労連は、上記1から5について到達度や実施状況を幹事会で定期的に検証し、課題をもってとりくみを強化します。

2023年9月23日

宮崎県労働組合総連合 第35回定期大会 2